

議案第62号

朝来市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
朝来市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和2年8月31日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、鉄道賃及び食事料の支給基準を見直すとともに、日当の額を改定するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員等の旅費に関する条例（平成17年朝来市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「何何地」を「何々地」に改める。

第4条第5項中「旅行命令簿等の」の次に「記載事項及び」を加える。

第6条第4項中「旅客運賃等」を「旅客運賃」に改め、同条第8項中「水路旅行及び航空」を削る。

第8条中「、50キロメートル」を「50キロメートル」に、「こえる」を「超える」に改める。

第12条を次のように改める。

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、寝台料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号から第4号までに規定する急行料金、寝台料金及び座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車による旅行で片道50キロメートル以上のものに限り、支給することができる。

第13条第1項中「及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金」を「、寝台料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額」に改め、同条第2項中「同一階級の」を「当該旅行が同一階級の」に、「旅行による」を「旅行の」に改める。

第14条中「現に支払った旅客運賃とする」を「旅客運賃の範囲内の実費額による」に改める。

第16条第2項中「区域」を「地域」に、「同項に定める日当の額の一部又は全部」を「日当」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 食事料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合又は宿泊を伴い食費を要する場合に限り、支給する。ただし、前条の宿泊料を支給する場合は、この限りでない。

第20条中「日当定額」を「日当」に、「宿泊料定額の」を「宿泊料に」に、「応じ、当該各号に掲げる分に相当する額」を「応じて定める日夜数を乗じて得た額」に改める。

第21条第3項中「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号から第3号まで」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「年令」を「年齢」に改め、同項第4号を削り、同項の次に次の1項を加える。

2 前項各号に規定する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前項各号の規定に準じて計算した額を支給する。ただし、前項各号の規定により支給すること

ができる額に相当する額を超えることができない。

第22条中「、連絡路航送船の料金、有料道路の料金」を削る。

別表第1中「

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
	甲地方	乙地方	
2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

を

「

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
	甲地方	乙地方	
1,100円	10,900円	9,800円	2,200円

に改め、

同表備考中「固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の朝来市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第62号資料

朝来市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「<u>何何地</u>」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいう。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 旅行命令簿等の様式は、規則で定める。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ<u>旅客運賃等</u>により支給する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 食料は、<u>水路旅行及び航空旅行</u>中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては、<u>50キロメートル</u>について1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>鉄道賃</u>)</p> <p>第12条 <u>鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)</u>及び急行料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに<u>座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を設ける線路による旅行の場合には、下級の運賃</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「<u>何々地</u>」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいう。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 旅行命令簿等の<u>記載事項及び様式</u>は、規則で定める。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ<u>旅客運賃</u>により支給する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 食料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては<u>50キロメートル</u>について1日の割合をもって通算した日数を<u>超えることができない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>鉄道賃</u>)</p> <p>第12条 <u>鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)</u>、急行料金、寝台料金及び<u>座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。</u></p> <p>(1) <u>乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する線路による旅</u></p>

<p>(2) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第3号の急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの。ただし、新幹線を利用する場合には、片道200キロメートル以上の場合に限り、新幹線の特別急行料金を支給することができる。</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第4号の座席指定料金は、座席指定料金を徴する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り、支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、<u>同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行による場合には、これらに規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第14条 航空賃の額は、<u>現に支払った</u></p>	<p><u>行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p>(3) <u>寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、寝台料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第2号から第4号までに規定する急行料金、寝台料金及び座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車による旅行で片道50キロメートル以上のものに限り、支給することができる。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、<u>当該旅行が同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、これらに規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第14条 航空賃の額は、<u>旅客運賃の範</u></p>
---	--

旅客運賃とする。ただし、旅客運賃の等級を設ける航路による旅行の場合には、下級の旅客運賃とする。

(日当)

第16条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める区域への旅行については、同項に定める日当の額の一部又は全部を支給しない。

(食事料)

第18条 (略)

2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り、支給する。

(着後手当)

第20条 着後手当の額は、別表第1の日当定額及び同表の乙地方の宿泊料定額の、別表第2の路程の区分に応じ、当該各号に掲げる分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族をその住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額による。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に規定する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

囲内の実費額による。ただし、旅客運賃の等級を設ける航路による旅行の場合には、下級の旅客運賃とする。

(日当)

第16条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める地域への旅行については、日当を支給しない。

(食事料)

第18条 (略)

2 食事料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合又は宿泊を伴い食費を要する場合に限り、支給する。ただし、前条の宿泊料を支給する場合は、この限りでない。

(着後手当)

第20条 着後手当の額は、別表第1の日当及び同表の乙地方の宿泊料に、別表第2の路程の区分に応じて定める日夜数を乗じて得た額による。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族をその住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額による。

(1)～(3) (略)

2 前項各号に規定する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅

2 前項第1号から第3号までの規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、これらの額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。
(旅行雑費)

第22条 旅行雑費の額は、連絡路航空船の料金、有料道路の料金、駐車場の料金その他旅行命令権者が必要と認める実費額による。

別表第1 (第16条、第17条、第18条、第20条、第24条関係)
日当、宿泊料及び食事料

日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食事料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考
宿泊料の欄中甲地方とは、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第5号に規定する地域手当の級地の区分に該当する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

行について前項各号の規定に準じて計算した額を支給する。ただし、前項各号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

3 第1項各号の規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、これらの額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前3項の規定を適用する。
(旅行雑費)

第22条 旅行雑費の額は、駐車場の料金その他旅行命令権者が必要と認める実費額による。

別表第1 (第16条、第17条、第18条、第20条、第24条関係)
日当、宿泊料及び食事料

日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食事料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
1,100円	10,900円	9,800円	2,200円

備考
宿泊料の欄中甲地方とは、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第5号に規定する地域手当の級地の区分に該当する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。